

下水道に関する提言

基幹的な生活環境施設として極めて重要な下水道の整備を効率的・効果的に促進するため、国は、次の事項について積極的な措置を講じられたい。

1. 下水道の計画的な整備促進

(1) 下水道事業の計画的な普及拡大並びに整備促進を図るとともに、老朽化する管きょ等下水道施設の改築・更新の促進が図られるよう、必要な財政措置を講じること。

また、社会資本整備総合交付金について、公共下水道事業の発注平準化が図られるよう必要な措置を講じること。

(2) 平成 25 年度末に期限切れとなる合流式下水道改善事業は、事業の進捗状況等を踏まえ、その期限延長等柔軟に対応すること。

(3) 流域下水道事業について、市町村合併により単一の市町村となった後に新たな財政負担が生じないよう措置すること。

2. 国庫補助金等の交付を受けて取得した下水道未利用地の利活用を図るため、市単独費で取得した用地との交換や国費の返還なしに用途変更等が可能となるよう包括承認制度の要件を緩和すること。

3. バイオマスとしての積極的な利用促進を図るため、下水道乾燥汚泥の廃棄物該当性を緩和すること。